

平成 27 年度における高エネルギー加速器研究機構の中小企業者に関する契約の方針

大学共同利用法人高エネルギー加速器研究機構（以下「本機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成 27 年 8 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本機構は、平成 27 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 98 億円、比率が 56.9% になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成 26 年度における本機構の官公需契約実績約 204 億円の約 0.8% 程度と推計されることを踏まえ（注）、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、平成 26 年度比で倍増の水準となるように努めるものとする。

（注）中小企業庁が各府省等から平成 26 年度上半期の官公需における契約データを入手して、民間調査機関に委託して調査を実施。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の
実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関
して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しない。

2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報についてホームページへの掲載によ
り、中小企業・小規模事業者に提供するよう努める。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様
書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努
めるものとする。

さらに、官公需法の改正を踏まえ、本機構が運用する財務会計システムの業者
登録調書により、事業者の設立・創業年月日及びいわゆるみなし大企業に該当す
るか否かを確認する。

3 官公需に関する相談体制の整備

本機構財務部契約課又は施設部施設企画課などの「官公需相談窓口」にて、中
小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関す
る参加資格登録等の情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

4 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際には、透明性を確保するために品質・機能の
水準等を明確にした発注仕様書を作成する。また、同方式の更なる活用のため、
審査項目の設定方法についての検討を行う。

5 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地が
ないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割し
て発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえ
で、可能な限り分離・分割して発注を行う。

なお、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割する
などの分離・分割発注を行う際には、中小企業庁がまとめている事例を参考とし
て活用する。

6 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際には、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

また、本機構においては、近隣の大学及び他省庁の研究機関等との共同調達を実施するが、その発注に当たっては、分離・分割発注を検討するなど、中小企業者の受注の機会を確保することにも配慮するものとする。

7 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等下位の等級者（ただし建設工事においては一等級下位の等級者）の競争参加が可能となるように努めるものとする。

8 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保の観点から必要性がある場合には、一般競争入札の際に、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際には、地域精通度や地域貢献度等に加え、迅速性や融通性などを評価項目として考慮することに努めるものとする。

9 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

「特定補助金等の交付の方針」（平成27年8月28日閣議決定）に基づき、中小企業技術革新制度（SBIR）による特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者から取引の申し出に対しては、技術的要件及び経済的合理性に適うのであれば、企業規模が小さいことは、取引の障害にはしないものとする。

また、特定補助金の交付を受けた中小企業・小規模事業者のうち、創業10年未満の事業者に対しては、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が運用する「ここから調達サイト」への登録を推奨するものとする。

10 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

本機構において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、茨城県内の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

1 1 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

本機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう中小機構の提供する「ここから調達サイト」の情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 地方自治法第167条の2第1項第4号で都道府県知事が認定した商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注制度に係る商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の契約であって随意契約による場合には、相見積りを取るなど受注機会の増大に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

本機構財務部契約課、及び施設部施設企画課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(4) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）の活用による調達の推進

中小機構が運営する「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるものとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、中小企業庁のサイト等を活用し、官公需適格組合から見積書を取得するよう努めるものとする。

第4 上記1.～3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本機構の全ての調達担当部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、本機構に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

付則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長 : 財務部長
副本部長 : 施設部長
本部員 : 財務部主計課長
 : 財務部契約課長
 : 施設部施設企画課長

事務局 : 財務部主計課総務係

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部局の長を追加することとする。